

令和6年度 第2回

茨 木 市 都 市 計 画 審 議 会

— 会 議 録 —

(敬称略)

会議の名称	令和6年度第2回茨木市都市計画審議会
開催日時	令和6年11月13日（水）10時00分開会・10時45分閉会
開催場所	南館8階中会議室
会長	澤木 昌典
出席者	〔委 員〕 澤木 昌典、吉田 友彦、岡井 有佳、吉田 長裕、 富田 陽子、栗尾 尚孝 <以上学識経験者> 長谷川 浩、稲葉 通宣、福丸 孝之、大嶺 さやか、 米川 勝利、岩本 守 、下野 巖 、大村 卓司、 西本 睦子、坂口 康博 <以上市議会推薦> 小山 卓爾郎 <以上関係行政機関の職員> 諸橋 理江、藤本 尚久 <以上市民> 西上 聡 、小濱 邦臣 <以上臨時委員> （以上、計 21名）
欠席者	長谷川 路子
事務局	福岡市長、足立副市長、秋元副市長、福井都市整備部長、 新開都市政策課長、杉浦都市政策課長代理
議題（案件）	1 審議 議第145号北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（市決定案件） 2 報告 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の案について
傍聴者	6名

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題（案 件）・発 言 内 容・決 定 事 項
○杉浦課長代理	ただ今から令和6年度第2回茨木市都市計画審議会を開会する。 開会にあたり、福岡市長からあいさつを申し上げる。
○福岡市長	（あいさつ）
○杉浦課長代理	本日の出席状況であるが、委員総数は臨時委員を含め22名のところ、出席者は21名となっており、茨木市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、会議は成立している。また、本日は6名の方が傍聴されている。
○杉浦課長代理	本日は生産緑地の案件があるため、生産緑地に関する案件に加わっていただく臨時委員2名を紹介する。 （臨時委員を順次紹介）
○杉浦課長代理	それでは茨木市都市計画審議会条例第7条第1項の規定により、以後の委員会の進行を澤木会長にお願いする。 1 審議 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について
○澤木会長	はじめに、審議案件として「北部大阪都市計画生産緑地地区の変更」に関して、議第145号が付議されている。 それでは、事務局からの説明を求める。
○新開課長	（事務局説明）
○澤木会長	事務局からの説明は以上である。何か意見や質問はあるか。
○岩本委員	生産緑地の廃止や区域変更により面積が減っているが、生産緑地を含め農地を増やしていくことはなかなか難しいのではないかと考えている。生産緑地を含め農地を保全していくことについて、市としてどのような考えをもっているのか、お聞かせいただきたい。
○新開課長	生産緑地については、あくまで所有者の意向を踏まえて指定されるもので、個人の土地利用の考え方もあり、やむを得ないと考えている。しかし、近年、都市農地の重要性が高まってきていることもあり、農地の保全について、国の動向も踏まえながら、農政部局と議論していきたい。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○坂口委員	今回、都市計画案の縦覧と意見書の提出がなかったとのことであるが、これまで縦覧と意見書の提出はあったのか教えていただきたい。 また、情報の提供と周知について、農業従事者のみならず、市民に対して本市の農業政策について示す機会であると思うが、これまでの取組があればお聞かせいただきたい。
○新開課長	縦覧と意見書の提出については、これまで数件あった程度と認識している。また、情報の提供と周知について、都市計画審議会の案件に関しては市のホームページで公表しているが、今後、どのように発信をしていくのか、農政部局と議論していきたい。
○坂口委員	農業政策に関わることなので、関係部局と連携して進めていただきたい。
○大嶺委員	生産緑地を保全していくにあたって、法律や制度上の課題があるのか。また、手続きの中で、柔軟な対応によって生産緑地を残すといったことができるのか、お聞かせいただきたい。
○新開課長	生産緑地については、所有者の意向が強く反映されるところもあり、土地利用をしたいという考えを持たれている方もいるなか、保全に関して柔軟な対応は難しい状況である。 しかし、法改正により、生産緑地の面積要件の引き下げや指定時期を延長する特定生産緑地制度など、生産緑地を保全していく方向に制度自体が変わってきているところである。今後、国の動向などに注視していきたい。
○大嶺委員	行政の中だけで考えることもひとつではあるが、農業従事者の方にも意見を聞く機会を設けて、国に対して意見を上げていくといったことも含めて、今後議論していただきたい。
○澤木会長	他に何か意見や質問はあるか。 (意見・質問なし)
○澤木会長	意見、質問がないようなので、これで質疑を打ち切る。
○澤木会長	都市計画の案に対する異議の表明はなかったため表決へ入る。 議第 145 号については都市計画の案のとおり承認することに異議はないか。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	(異議なし)
○澤木会長	それでは、議第 145 号は都市計画の案のとおり承認する。 2 報告 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画案について
○澤木会長	次に、報告案件として、「都市計画マスタープラン及び立地適正化計画案について」、事務局から報告を受けたいと思う。 本件は、令和 4 年度末に本審議会に常務委員会を設置し、専門委員 3 名も交えて専門的な見地から計 5 回にわたる議論を重ね、適宜本審議会への報告を行いながら、計画の案としてとりまとめてきており、その取組状況の報告となる。 それでは、事務局からの説明を求める。
○新開課長	(事務局説明)
○澤木会長	事務局からの説明は以上である。常務委員会における意見については、主に表現の修正など細部への意見が中心となっており、計画としては概ねまとまってきたものと捉えている。何か意見や質問はあるか。
○大嶺委員	参考資料 2－5 の立地適正化計画の計画書変更案において、「計画規模降雨で 3 m 以上の浸水深が想定される区域は居住誘導区域外にする」とのことであるが、今回新たに除外した区域の居住人口を教えてください。
○新開課長	今回新たに除外した区域については、現在事業所などが立地しており、住宅は立地していないが、今後住宅になる可能性もあるので、その際には居住誘導区域外であること伝え、できるだけ居住しないよう誘導していきたいと考えている。
○米川委員	参考資料 2－2 の都市計画マスタープランについて、第 1 章の「市民と共に創るまちの姿」の基本理念で、「共創のまちづくり」の概念図が書かれており、「人力タウン」を土台として「共創のまちづくり」へと発展させるとある。 この「人力タウン」は平成 19 年の計画で位置づけられたと認識しているが、平成 19 年以降の「人力タウン」の取組の評価とその結果として、「共創のまちづくり」に発展という意図をもう少し教えてください。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題（案 件）・発 言 内 容・決 定 事 項
○新開課長	平成 19 年の計画策定以降、ハード整備を伴う行政主導のまちづくりを「協働」の視点で市民の方々と共に考え、まちづくりに関わってもらうことを目的に進めてきた。 近年、社会情勢の変化やニーズが多様化し、既存ストックの活用など暮らしの質の向上や持続可能なまちづくりといったことが求められているなか、多様な主体との連携による「共創のまちづくり」へと発展させたと捉えている。
○坂口委員	参考資料 2－3 の立地適正化計画の防災指針について、今回、前提条件の整理で安威川ダムの整備効果ということが記載されている。ハザードマップが更新されたことを機に変更されているが、この時期に変更することについて、もう少し時間をかけるべきなど議論があれば教えていただきたい。
○新開課長	常務委員会において、変更時期についての議論はなかった。安威川ダムの整備により、特に計画規模降雨において、浸水想定区域が大幅に減少しており、適切な時期と捉えている。
○澤木会長	その他、何か意見や質問はあるか。 （意見・質問なし）
○澤木会長	意見、質問がないようなので、これで質疑を打ち切る。
○澤木会長	今年度末の改定に向けて、本日の議論やパブリックコメントなどを踏まえ、計画の最終案を取りまとめ、本審議会としての答申を行いたいと考えているので、引き続きよろしくお願いします。
○澤木会長	さて、本日の予定案件は全て終了した。議事運営にご協力いただき感謝する。以上をもって、令和 6 年度第 2 回茨木市都市計画審議会を閉会する。事務局から連絡事項があればお願いします。
○杉浦課長代理	委員の皆様には、活発なご議論をいただき感謝する。 次回の都市計画審議会については、令和 7 年 2 月 17 日の開催を予定している。事務局からは以上である。 （10 時 45 分閉会）